

日野市告示第 226 号

令和 7 年度労働報酬下限額について

日野市公契約条例（平成 3 0 年日野市条例第 1 号）第 8 条第 1 項の規定により、  
令和 7 年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和 6 年 1 0 月 4 日

日野市長 大 坪 冬 彦

工事及び製造以外の請負契約の労働報酬下限額      1, 2 3 8 円

ただし、東京都最低賃金が労働報酬下限額を上回った場合には  
その額を労働報酬下限額とする。

【適用期間】 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで